

四半期発行者情報

(第12期第1四半期)

自 2022年10月1日
至 2022年12月31日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
第1 四半期累計期間	9
注記事項	10
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13
[四半期レビュー報告書]	巻末

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023年2月14日
【発行者の名称】	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 (Bridge Consulting Group Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 宮崎 良一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03-6457-9105
【事務連絡者氏名】	取締役 伊東 心
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 https://bridge-group.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第2 1【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第 1 四半期累計期間	第11期
会計期間	自2022年10月 1 日 至2022年12月31日	自2021年10月 1 日 至2022年 9 月30日
売上高 (千円)	397, 076	1, 270, 624
経常利益 (千円)	60, 261	95, 708
四半期（当期）純利益 (千円)	41, 315	64, 627
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	121, 080	100, 000
発行済株式総数 (株)	1, 931, 400	1, 766, 400
純資産額 (千円)	704, 455	621, 889
総資産額 (千円)	950, 281	869, 819
1 株当たり四半期（当期）純利益 (円)	22. 16	37. 62
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 （当期）純利益 (円)	19. 96	31. 54
1 株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	74. 1	71. 4

- （注） 1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2．当社は、第11期第 1 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第11期第 1 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4．当社は、2022年 3 月 7 日付で普通株式 1 株につき300株の割合で株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症につきましては段階的な経済活動の再開により景気回復の兆しが見られますが断続的な感染再拡大の懸念もあり、ウクライナ情勢による地政学的リスクに伴うエネルギー価格上昇や米国金融政策動向の世界経済への影響、生活必需品の値上げなど経済活動の動向は極めて不透明な状況が続いております。

また、高度化・複雑化が増すビジネス環境下において、企業の経営課題は年々増える一方、企業を支える労働力の面では、少子高齢化という社会問題も相まって働き手が不足している状況です。生産年齢人口は減少する一方で、働き方の多様化が進みプロフェッショナル業務のアウトソーシングが拡大しております。

このような状況の中、当社は「幸せの懸け橋に～1人でも多くの人を幸せに導く～」という企業理念のもと、経営管理ナレッジを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見をデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシエアリング事業及び付帯関連事業を拡大しております。

当社が運営する公認会計士等のためのワーキングプラットフォーム「会計士. job」では登録者数が2022年12月時点で3,700名を超え、急速に変化する事業環境への対応を背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。

各企業ともに慢性的な人材不足の状況であり、上場準備を進めるにあたり管理体制整備のノウハウやリソース不足に陥りやすく、IPO支援、リスクマネジメントサービスを中心に当社の提供する各サービスへの問合せが増加し、支援社数も増加しております。

各サービスへの問合せ対応や将来的な事業拡大のため採用の強化を進めております。また、日本国内におけるスタートアップ企業の成長とIPOならびにM&A業界のさらなる発展を目的にBridge IPO/M&A Communityを立ち上げました。資金調達支援や業界情報の提供などを通してスタートアップ企業の成長を支援してまいります。

以上の結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高397,076千円、営業利益60,329千円、経常利益60,261千円、四半期純利益41,315千円となりました。

なお、当社はプロシエアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 財政状態の状況

(資産)

当第1四半期会計期間末における資産合計は950,281千円となり、前事業年度末に比べ、80,461千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が86,978千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債合計は245,826千円となり、前事業年度末に比べ、2,103千円減少いたしました。これは主に、未払法人税等が7,944千円、買掛金が4,277千円及びその他流動負債が19,697千円増加したものの、賞与引当金が27,073千円及び借入金金が6,948千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は704,455千円となり、前事業年度末に比べ、82,565千円増加いたしました。これは主に、新株予約権の行使に際しての払込みにより41,250千円増加したこと、及び四半期純利益を41,315千円計上したことによるものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,800,000
計	6,800,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （2022年12月31日）	提出日現在発行数（株） （2023年2月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,931,400	1,931,400	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数は100株 であります。
計	1,931,400	1,931,400	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額 （千円）	資本準備金残 高（千円）
2022年10月1日～ 2022年12月31日	165,000	1,931,400	21,080	121,080	21,080	285,570

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 22,200	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,744,200	17,442	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,766,400	—	—
総株主の議決権	—	17,442	—

② 【自己株式等】

2022年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ブリッジコンサルティンググループ株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号	22,200	—	22,200	1.26
計	—	22,200	—	22,200	1.26

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、第1四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当四半期発行者情報は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	653,951	740,929
売掛金	152,230	159,568
その他	16,412	13,960
貸倒引当金	△1,430	△1,430
流動資産合計	821,164	913,029
固定資産		
有形固定資産	11,818	10,336
投資その他の資産	36,837	26,915
固定資産合計	48,655	37,252
資産合計	869,819	950,281
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,504	59,781
1年内返済予定の長期借入金	23,628	22,239
未払法人税等	3,279	11,223
賞与引当金	46,311	19,238
その他	80,285	99,982
流動負債合計	209,010	212,466
固定負債		
長期借入金	38,920	33,360
固定負債合計	38,920	33,360
負債合計	247,930	245,826
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	121,080
資本剰余金	264,489	285,570
利益剰余金	256,709	298,025
自己株式	△222	△222
株主資本合計	620,977	704,455
新株予約権	911	—
純資産合計	621,889	704,455
負債純資産合計	869,819	950,281

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
売上高	397,076
売上原価	169,931
売上総利益	227,144
販売費及び一般管理費	166,814
営業利益	60,329
営業外収益	
受取利息	0
受取利子補給	18
その他	0
営業外収益合計	19
営業外費用	
支払利息	86
その他	0
営業外費用合計	87
経常利益	60,261
税引前四半期純利益	60,261
法人税、住民税及び事業税	9,024
法人税等調整額	9,921
法人税等合計	18,946
四半期純利益	41,315

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

前事業年度の発行者情報の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)に記載した会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症拡大に伴う仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	1,481千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

当社は、プロシエアリング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はプロシエアリング事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を収益認識時点別に分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)
一時点で移転される財またはサービス	111,150
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	285,925
顧客との契約から生じる収益	397,076
その他	—
外部顧客への売上高	397,076

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 2022年10月 1 日 至 2022年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	22円16銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	41,315
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	41,315
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,864,363
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	19円96銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加数 (株)	205,475
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月13日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 勝 彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 剛
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、「経理の状況」に掲げられているブリッジコンサルティンググループ株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と

認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期発行者情報提出会社）が別途保管しております。